
◎開会及び開議の宣告

議長（杉山和彦君） ただいまより令和7年第3回横浜町定例町議会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、欠席議員は6番、澤谷松大君であります。

また、職員につきましては、全員出席であります。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

議長（杉山和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、濱谷和恵君、2番、澤谷航一君を指名いたします。

◎会期の決定について

議長（杉山和彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例町議会の会期につきましては、皆さんに配付しております日程表を御覧いただきたいと思っております。

これにつきましては、去る8月29日に開催されました議会運営委員会で、9月5日から9月11日までの7日間と話し合いになっております。このような会期日程にご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月5日から9月11日までの7日間と決定いたしました。

◎提出議案の一括上程

議長（杉山和彦君） 日程第3、本定例会に提案されます議案につきましては、陳情第1号「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書のほか、報告第3号（専決第12号）専決処分の報告について（対物事故に係る損害賠償の額の決定について）から認定第6号 令和6年度横浜町水道事業会計収入支出決算の認定についてまでの22案件となっており、これを一括上程いたします。

◎提案理由説明

議長（杉山和彦君） 日程第4、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和7年第3回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

提案理由のご説明を申し上げる前に、議長のお許しをいただきまして、当町の財政状況及び去る8月14日に開催いたしました「横浜町ふるさとのまつり」についてご報告申し上げます。

まず、当町の財政状況であります。令和6年度の決算につきましては、一般会計において、歳入総額45億2,243万2,000円、歳出総額43億2,039万8,000円となっており、歳入歳出差引額は2億203万4,000円となり、翌年度への繰越額を差し引いた実質収支額は1億6,981万4,000円の黒字となりました。また、決算に基づいた主な財政指数であります。前年度と比較いたしますと、財政力指数は0.292から0.309、経常収支比率は93.6%から93.0%、実質公債費比率は5.7%から5.8%となり、経常収支比率は比率で依然として高い状況となっておりますので、今後とも財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、8月14日に開催された「横浜町ふるさとのまつり」につきましては、一日中好天に恵まれ、三保野公園で開催された芋煮会では、横浜町特産の馬鈴薯が入った豚汁約700食が早々に完食となり、魚のつかみ取りは6年ぶりに三保川での実施となり、約1,200匹のヤマメが放流され、子供から大人まで約600人の参加者がつかみ取りに挑戦しておりました。

役場駐車場で開催された商工会主催の夏休みちびっこ広場では、子供たちを中心に約600人が射的などに夢中になり、夜には第35回花火大会が横浜漁港内で開催され、短い夏の夜空に打ち上げられた1,500発の花火に約1万1,000人の歓声と拍手が響いておりました。

横浜町ふるさとのまつりが事件、事故もなく成功裏に終了できましたことは、ひとえに町内外の協賛者の方々をはじめ実行委員会や関係者各位のご協力によるものと、心より敬意と感謝を申し上げます。

また、砂浜海岸海水浴場につきましては、水質に問題はなく、砂浜を整備した上で7月22日から8月11日までの21日間開設し、約740人の来客数があり、事故もなく終了しております。

それでは、本定例町議会に提案いたしました報告3件、条例3件、協定の追認1件、人事案件2件、物品売買契約の一部変更1件、補正予算5件、決算の認定6件の合計21案件について、その概要をご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

報告第3号（専決第12号） 専決処分の報告について（対物事故に係る損害賠償の額の決定について）であります。令和7年5月19日に発生した町所有車両による対物事故に係る損害賠償について、賠償額が決定し和解したため、地方自治法第180条第1項及び町長が専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により専決処分したものであり、これを報告するものです。

報告第4号 株式会社よこはまロマン創社の経営状況の報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況を報告するものであります。

令和6年度における損益計算書による売上高合計は1億2,216万3,000円で、前年度と比較いたしますと365万2,000円、2.9%の減となっております。当期純利益金額は443万5,000円で、前年度と比較いたしますと50万円、10.1%の減となっております。

報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の開示についてであります。令和6年度の実質赤字比率はマイナス6.81%、連結実質赤字比率はマイナス27.86%、実質公債費比率は5.8%、将来負担比率はマイナス75.8%の数値となり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

議案第35号 横浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院による公務員人事管理に関する報告において、対応する民間労働法制の施行に伴い、育児等のための深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第36号 横浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の承認の対応を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第37号 横浜町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として提案するものであります。

議案第38号 北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について（追認）につきましては、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村との間において令和2年9月22日付で締結した北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について、大規模な災害への対応や復旧・復興のスピード向上など地域全体として強靱性を高めることが可能である

ことから提案するものであります。

議案第39号 横浜町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員会教育長の小原広基氏の任期が令和7年10月4日をもって満了いたしますので、引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

議案第40号 横浜町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員会委員の森川敦子氏の任期が令和7年9月30日をもって満了いたしますので、その後任として新たに梅村貴行氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

議案第41号 物品売買契約の一部変更についてであります。令和6年7月26日付で本契約を締結し、令和6年9月3日付及び令和7年3月4日付で変更契約を締結した道路維持作業車（4tダンプ）整備事業について、物品売買契約の一部を変更する契約を締結したいので、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

議案第42号 令和7年度横浜町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,811万円を追加し、予算の総額を46億6,412万3,000円とするものであります。

その主な補正内容であります。歳入では、町税で町民税個人を2,118万円増額、固定資産税を5,200万円増額、地方交付税で普通交付税を2億2,457万6,000円増額、国庫支出金で総務費国庫補助金を405万9,000円増額、寄附金で600万円減額、繰入金で介護保険特別会計繰入金を1,308万4,000円増額、財政調整基金繰入金を3億5,357万円減額、繰越金で7,990万円増額しております。

歳出では、総務費の財産管理費で549万5,000円増額、新エネルギー事業調査費で973万8,000円を減額、情報システム費で1,095万7,000円増額、定額減税調整給付事業費で515万円増額、民生費の子育て世帯燃料費等高騰対策給付事業費で488万円増額、土木費の公園管理費で322万6,000円増額、教育費のふれあいセンター費で200万円増額しております。

議案第43号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ599万4,000円を追加し、予算の総額を6億2,231万1,000円とするものであります。

その主な補正内容であります。歳入では国庫支出金の子ども子育て支援事業補助金及び繰越金を増額しております。歳出では、総務費の一般管理費及び基金積立金の国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、また国民健康保険事業費納付金の医療費給付費分、後

期高齢者支援金等分及び介護納付金分を減額しております。

議案第44号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定につきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億73万1,000円を追加し、予算の総額を9億1,949万5,000円とするものであります。

その主な補正内容であります。歳入では繰越金を増額しております。歳出では、基金積立金の介護給付費準備基金の積立金、諸支出金の償還金及び他会計繰出金を増額しております。

また、介護サービス事業勘定につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、予算の総額を269万円とするものであります。

その主な補正内容であります。歳入では繰入金で一般会計繰入金を増額、また繰越金を減額しております。歳出では、介護予防支援事業費を増額しております。

議案第45号 令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,972万2,000円を減額し、予算の総額を7,347万4,000円とするものであります。

その主な補正内容であります。歳入では後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料を減額、また普通徴収保険料及び繰越金を増額しております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、また予備費を増額しております。

議案第46号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第2号）であります。第3条予算の収益的収入及び支出において、収入では営業外収益を180万円増額しております。支出では、営業費用を204万円増額しております。

次に、認定第1号 令和6年度横浜町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第6号 令和6年度横浜町水道事業会計収入支出決算の認定についてであります。決算額を千円単位で端数処理しており、一般会計につきましては地方財政状況調査に基づき集計しておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。

認定第1号 令和6年度横浜町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入決算額は45億2,243万2,000円、歳出決算額は43億2,039万8,000円となり、歳入歳出差引額は2億203万4,000円となります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が3,222万円ありますので、これを差し引いた実質収支額は1億6,981万4,000円となり、このうち地方自治法第233条の2及び横浜町財政調整基金条例第2条第2項の規定に基づき横浜町財政調整基金繰入金として8,491万4,000円を繰り入れ、残りの8,490万円を翌年度一般財源として繰越しするものであります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では2億3,748万3,000円の減、歳出では3億2,760万7,000円の減、歳入歳出差引額では9,012万4,000円の増となっております。

その主な要因として、歳入では地方税で8,483万7,000円の増、地方特例交付金で1,526万円の増、地方交付税で3,471万4,000円の減、国庫支出金で2,018万5,000円の増、県支出金で2,277万1,000円の減、繰入金で3億1,605万円の減、繰越金で2,144万4,000円の増、諸収入で1,179万9,000円の増、町債で2,870万円の減であります。

歳出では、議会費で1,013万3,000円の増、総務費で2億3,251万円の減、民生費で598万9,000円の減、衛生費で3,482万9,000円の減、農林水産業費で7,571万2,000円の減、商工費で612万5,000円の減、土木費で1億8,476万7,000円の減、消防費で3,453万9,000円の増、教育費で1億7,756万円の増、公債費で990万7,000円の減によるものであります。

認定第2号 令和6年度横浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入決算額は6億6,931万9,000円、歳出決算額は6億6,144万2,000円となり、歳入歳出差引額は787万7,000円となります。このうち397万7,000円を基金に繰入れし、残りの390万円を翌年度一般財源として繰越しするものであります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では2,822万9,000円の減、歳出では3,024万8,000円の減、歳入歳出差引額では201万9,000円の増となっております。

その主な要因として、歳入では国民健康保険税及び県支出金の保険給付費等交付金の減であり、歳出では総務費の増、また保険給付費及び基金積立金の減によるものであります。

認定第3号 令和6年度横浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。保険事業勘定、介護サービス事業勘定を合わせた介護保険特別会計の歳入決算額は8億8,268万円、歳出決算額は7億8,211万5,000円となり、歳入歳出差引額は1億56万5,000円となります。この全額を翌年度一般財源として繰越しするものであります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では185万円の増、歳出では1,903万3,000円の減、歳入歳出差引額では2,088万3,000円の増となっております。

その主な要因として、歳入では保険料、国庫支出金及び支払基金交付金の増、また繰入金及び繰越金の減であり、歳出では総務費、保険給付費及び基金積立金の減、また諸支出金の増によるものであります。

認定第4号 令和6年度横浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入決算額は6,940万2,000円、歳出決算額は6,632万7,000円となり、歳入歳出差引額は307万5,000円となります。この全額を翌年度一般財源として繰越しするものであります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では805万8,000円の増、歳出では850万9,000円の増、歳入歳出差引額では45万1,000円の減となっております。

その主な要因として、歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金の増であり、歳出では分担金及び負担金の増によるものであります。

認定第5号 令和6年度横浜町下水道事業会計収入支出決算の認定についてであります
が、第3条予算の収益的収入及び支出において、収入の決算額は3,670万7,000円、支出の
決算額は3,190万2,000円、収入と支出の差引額は480万5,000円となります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、収入では266万円の増、支出では58万7,000円
の減、収入と支出の差引額では324万7,000円の増となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出についてであります。収入の決算額は1,510万
円、支出の決算額は2,271万4,000円、収入と支出の差引額はマイナス761万4,000円とな
ります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、収入では62万3,000円の減、支出では34万
3,000円の増、収入と支出の差引額では96万6,000円の減となっております。

認定第6号 令和6年度横浜町水道事業会計収入支出決算の認定についてであります
が、第3条予算の収益的収入及び支出において、収入の決算額は9,685万5,000円、支出の
決算額は9,351万4,000円、収入と支出の差引額は334万1,000円となります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、収入では215万9,000円の減、支出では554万
2,000円の増、収入と支出の差引額では770万1,000円の減となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出についてであります。収入の決算額はゼロ円、
支出の決算額は1,046万円、収入と支出の差引額はマイナス1,046万円となります。

以上の決算額を前年度と比較いたしますと、収入では2,850万5,000円の減、支出では
2,753万2,000円の減、収入と支出の差引額では97万3,000円の減となっております。

以上をもちまして、本定例町議会に提案いたしました全議案について、その概要をご説
明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問等に応じ、小職はじめ関係職員より詳細
にご説明申し上げたいと存じます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご議決、ご同意賜
りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（杉山和彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎常任委員会委員長報告

議長（杉山和彦君） 日程第5、各常任委員会の委員長報告を求めます。

まず初めに、総務教育常任委員会について、3番、野坂浩二委員長の報告を求めます。

3番、野坂浩二君。

（3番 野坂浩二君登壇）

3番（野坂浩二君） それでは、総務教育常任委員会の委員長報告をいたします。

去る8月22日午前9時より、役場3階第一委員会室において、副町長、委員各位及び関
係課長並びに職員の出席をいただき、総務教育常任委員会を開催いたしましたので、その

概要についてご報告申し上げます。

委員会では、教育委員会、税務課、企画財政課、総務課の順に行い、各担当課長から第3回定例町議会へ提案されます案件等について説明をしていただきました。

報告案件では、対物事故に係る損害賠償の額の決定について、令和6年度財産に関する調書、地方債残高の状況、財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の開示について、条例の制定及び一部改正では、横浜町犯罪被害者等支援条例の制定、横浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び横浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、北部上北三町村国土強靱化地域計画共同策定に係る協定について、人事案件では、横浜町教育委員会の教育長任命及び教育委員任命について、令和7年度補正予算では、一般会計のほか国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道事業会計の主な補正内容について、令和6年度決算では、一般会計及び各特別会計及び水道・下水道事業会計決算の主な内容について、またその他報告事項として、教育課から二十歳のつどいの開催状況、郷土館の入館者数について、企画財政課から第3期人口ビジョン及び総合戦略の策定について、総務課から横浜町総合防災訓練、NHK受信料契約について、報告及び説明がありました。

説明終了後、各委員より文化財診断の内容について、タクシー通学について、二十歳のつどい参加者へのアンケートについて、固定資産税について、農山漁村活性化基金について、町有財産の山林について、地域防災組織について、避難訓練についてなどの質問及び要望が出され、担当課長及び関係職員が答弁して、終了しております。

次に、令和7年第1回定例町議会において当委員会に付託された請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書につきましては、慎重審議の結果、継続審議となりましたので報告いたします。

以上で総務教育常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉山和彦君） 総務教育常任委員会の委員長報告が終わりました。

次に、産業民生常任委員会について、5番、橋本円委員長の報告を求めます。

5番、橋本円君。

（5番 橋本 円君登壇）

5番（橋本 円君） 皆さん、おはようございます。それでは、産業民生常任委員会の委員長報告をいたします。

去る8月21日午前9時より、役場3階第一委員会室において、副町長、議長、委員各位及び関係課長並びに職員の出席をいただき、産業民生常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

委員会では、健康みらい課、福祉課、町民課、建設水道課、農業委員会、産業振興課の

順に行い、各担当課長等から第3回定例町議会へ提案されます案件等について説明をしていただきました。

報告案件では、株式会社よこはまロマン創社の経営状況について、物品売買契約の一部変更については、道路維持作業車（4 tダンプ）整備事業の一部変更契約について、令和7年度補正予算では、一般会計のほか国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道事業会計の主な補正内容について、令和6年度決算については、一般会計及び各特別会計及び水道・下水道事業会計の決算の主な内容について、またその他報告事項として、健康みらい課から新型コロナワクチン接種について、新型インフルエンザ行動計画の改定について、福祉課から敬老会について、建設水道課から工事業務委託契約発注状況について、風力発電事業に伴う道路占用について、産業振興課から夏祭り及び海水浴場について、それぞれ報告がありました。

説明終了後、各委員より新型インフルエンザ行動計画改定について、保育所運営委託費について、介護保険料の未納分について、戦没者慰霊祭について、田ノ沢川のしゅんせつについて、三保野公園の遊具について、よこはまロマン創社の決算報告について、夏祭りの花火について、海水浴場についてなどの質問及び要望が出され、担当課長及び関係職員が答弁し、終了しております。

以上で、産業民生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉山和彦君） 産業民生常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより各常任委員会の委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人ありの）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、各常任委員会の委員長報告について採決いたします。

本案を委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎提案理由説明の一部訂正

議長（杉山和彦君） ここで、先ほど町長より説明がありました提案理由に一部訂正がありますので、町長、よろしくお願いします。

町長（石橋勝大君） 先ほどの提案理由の説明に訂正がございます。提案説明書の6ページの議案の第38号についてであります。下から3行目の令和2年9月22日と申しましたが、正しくは令和2年9月28日でございます。おわびして訂正申し上げます。

◎議会活性化委員会委員長報告

議長（杉山和彦君） 次に日程第6、議会活性化委員会の委員長報告を求めます。

9番、菊地英史君。

（9番 菊地英史君登壇）

9番（菊地英史君） 皆さんおはようございます。それでは、議会活性化特別委員会より行政視察の報告を行います。

期間は、令和7年7月2日から7月4日の3日間でありました。視察先は、北海道東川町と北海道当別町になります。視察事項に関しては、東川町は移住・定住支援策についてであります。当別町は、自動運転バスの実証実験についてであります。派遣議員は、記載のとおりとなります。

視察概要を説明させていただきます。

まずは、北海道東川町は、移住・定住支援策についてであります。北海道東川町は、大雪山国立公園の麓に位置し、北海道のほぼ中央に位置する自然豊かな人口約8,000人の町で、写真の町として移住・定住支援に取り組み、全国的に人口減少が進む中、東川町は30年間にわたり移住により人口が増加し続ける町として注目されております。

その東川町の移住・定住支援の取組やそのほかの取組についても、独自の取組により活性化を図っている東川町の事例は、今後の当町においても参考になるものであります。

中でも移住・定住支援については、東川町は写真の町としてブランディングを行い、全国からの移住希望者受入れを積極的に行っており、移住促進住宅や子育て世帯への支援制度など実効性のある施策を展開、特に町民が自らまちを育てる意識の醸成が印象的で、移住者と地元住民との交流も積極的に行われており、中でも空き家対策として、空き家を国からの支援を受け、中間管理住宅として一時的に借り上げして、必要な人に安く貸出しする政策に力を入れている点でもありました。

また、地域経済と観光については写真文化を軸とした地域振興戦略が効果的で、ローカルブランドの確立と町全体が一体となったPR活動は、当町においても有用なモデルケースとなると感じられました。

次に、北海道当別町の自動運転バスの実証実験について説明をいたします。

北海道当別町は、札幌市に隣接し、札幌市中心部から車やJRで約40分と交通アクセスがよく、北海道らしい自然豊かな人口約1万5,000人の町であります。

その当別町において、中心部と医療・福祉施設等を結ぶルートでレベル3相当の自動運転バスの実証実験が行われており、地域交通の課題解決を目指すスマートモビリティチャレンジ事業の一環として、民間企業、大学、行政が連携して実施しております。

課題としては、冬期の積雪、凍結路面での走行性能、運行のための継続的な財源確保、高齢者を含む利用者のITリテラシーの向上と利用支援体制の整備が必要となっております。

今後は、冬季の除雪の際に使用する無人のショベルローダーにもチャレンジしていきたいとのことでありました。

以上、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉山和彦君） 議会活性化委員会の委員長報告を終了いたします。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第7、陳情第1号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。横浜町会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本案を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

議長（杉山和彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、9月8日は午前10時から再開いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前10時50分)